



ソーシャルプロダクツ・アワード2025 応募要項

主催:一般社団法人ソーシャルプロダクツ普及推進協会

Ver.2

目次

1. 概要
2. 背景、理念、目的
3. 仕組み(応募から受賞までの流れ)
4. 応募対象商品・サービスおよび応募資格
5. 募集テーマ
6. 審査理念・審査方針
7. 審査のポイント
8. 審査方法および審査員
9. 賞の種類
10. 審査料
11. SPAマークの使用および使用料
12. 参加のメリット
13. SPAの応募方法
14. 応募にあたっての留意事項
15. SPA2025のスケジュール

補足1. 審査ならびに情報開示

補足2. 応募情報の取扱い、およびその使用範囲

補足3. 審査委員の資格、条件等

1. 概要

正式名称	日本語:ソーシャルプロダクト・アワード 英語:Social Products Award (略称: SPA)
主催	一般社団法人 ソーシャルプロダクト普及推進協会
内容	<p>人や地球にやさしい、以下のようなソーシャルプロダクトを表彰します。</p> <p>◇エコ(環境配慮)、◇オーガニック、◇フェアトレード、◇寄付(売上的一部分を通じた寄付)、◇地域の活力向上 ◇伝統の継承・保存、◇障害者支援、◇復興支援、などに関連する人や地球にやさしい商品・サービスの総称で、生活者が持続可能な社会づくりに関する行動や団体とつながる事が出来るもの。</p>
応募対象	生活者が購入もしくは利用が可能なソーシャルプロダクト (食品や住宅から、旅行、金融商品に至るまでジャンルを問わない)
応募テーマ	<p>①年度テーマ(SPA2025)</p> <p>令和6年度能登半島地震からの震災復興につながる商品・サービス 能登半島地震の被災から復興を目指す事業者の社会性の高い商品・サービスや、被災地を支援する商品・サービス</p> <p>②自由テーマ</p> <p>生活者が「持続可能な社会」づくりに参加できるソーシャルプロダクト</p> <p>例) エコ(環境配慮)、オーガニック、フェアトレード、寄付(売上的一部分を通じた寄付)、地域の活力向上、伝統の継承・保存、復興支援など</p>

1. 概要

応募期間

2024年7月1日(月)～10月15日(火)24時

審査方法・内容

有識者・専門家審査員と生活者審査員による書類・実物審査

賞の種類

各テーマごとに大賞・優秀賞・生活者審査員賞・環境大臣特別賞・ソーシャルプロダクツ賞

後援等支援団体

【後援】

(申請中・予定含む)

経済産業省、環境省、消費者庁、復興庁、

株式会社環境新聞社

一般社団法人エシカル協会、一般社団法人才オーガニックフォーラムジャパン

一般財団法人CSOネットワーク、サステナビリティ消費者会議

【協力】

株式会社SoooooS.カンパニー、株式会社YRK and

ドリームパートナーズ株式会社

2. 背景、理念、目的

背景

環境・貧困・人権・地域の問題など、さまざまな社会的課題を解決するには多くの生活者を巻き込むことが必要である。身近な商品やサービスに社会的価値や意味を組み込んだソーシャルプロダクトにはその可能性があるが、いかに普及していくかが課題となっている。

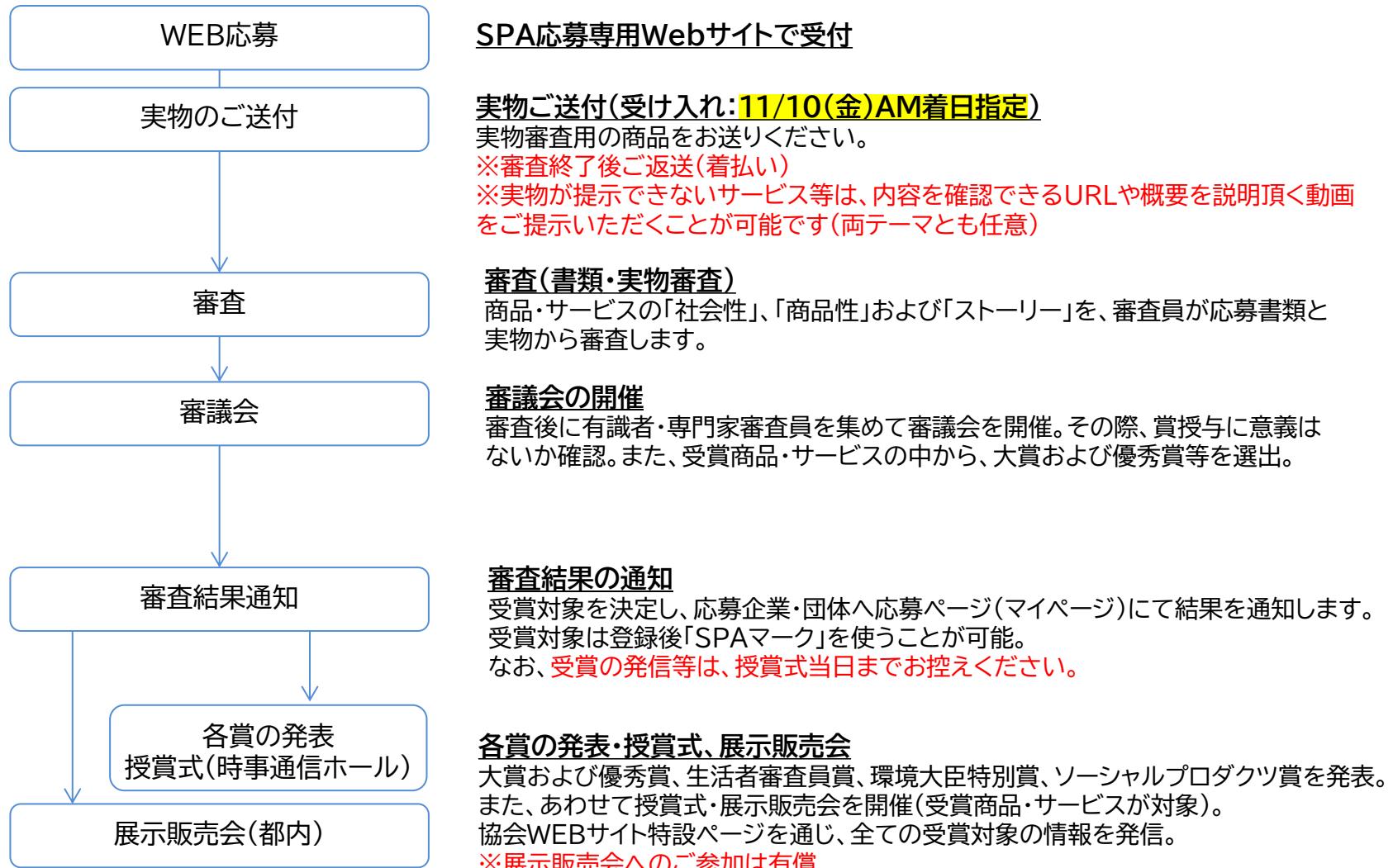
理念

「ソーシャルプロダクトを通して世界を変える」

目的

- (1) 優れたソーシャルプロダクトの情報を生活者に広く提供し、身も心も豊かなライフスタイルの実現を後押ししていくこと。
- (2) ソーシャルプロダクトを通して持続可能な社会づくりに取り組んでいる企業、団体を応援すること。
- (3) ソーシャルプロダクトの普及を通じて持続可能な社会を実現すること。

3. 仕組み(応募から受賞までの流れ)



4. 応募対象商品・サービスおよび応募資格

応募対象商品・サービス

以下の5点を全て満たすもの。

- (1)何らかの社会的課題の解決に貢献する全ての商品・サービス(食品、化粧品、アパレル、雑貨、住宅、家電、自動車、旅行、金融商品など、有形・無形を問わない)
- (2)生活者が、商品・サービスの購入や利用を通して持続可能な社会づくりへの参加(人・環境・地域社会への貢献)が可能であるもの。
- (3)社会性(地球環境や人・社会への配慮)のみならず、商品性(機能や品質、デザインなど)および事業性(採算性や収益性)を兼ね備えたもの
- (4)一般の生活者が購入もしくは利用できるもの
- (5)2024年10月15日までに販売実績があり、2024年10月16日以降も継続して販売予定があるもの

※単体の商品でなくても、同一商品カテゴリー内であれば、複数の商品をまとめて(ブランドとして)応募することが可能。ただし、商品カテゴリーが複数の領域にまたがっている場合は、同一ブランドであってもそれぞれの商品カテゴリーでの応募を条件とする

応募資格

ソーシャルプロダクトの企画・製造(委託製造も含む)・販売を行っている企業、団体、個人

ただし、外国企業の日本法人や海外ブランド・商品の日本における正規輸入代理店は、製造を行っていなくても応募が可能である。

※複数の企業や団体等による連名での応募も可能

※1社あたりの応募商品・サービス数に制限なし

※応募は、当協会会員以外も可能

5. 募集テーマ

応募時にどちらのテーマにエントリーするか選択

①年度テーマ(SPA2025)

令和6年度能登半島地震からの震災復興につながる商品・サービス

能登半島地震の被災から復興を目指す事業者の社会性の高い商品・サービスや、被災地を支援する商品・サービス

②自由テーマ

生活者が「持続可能な社会」づくりに参加できるソーシャルプロダクト

例)エコ(環境配慮)、オーガニック、フェアトレード、寄付(売上のおよそ一部を 通じた寄付)、地域の活力向上、伝統の継承・保存、復興支援など、何らかの社会的課題の解決につながるもの。

6. 審査理念・審査方針

審査理念

「持続可能な社会の実現に向けて、ソーシャルプロダクトに光をあて、進化を後押しする」

審査方針

- (1)商品・サービスが持つ価値(社会的価値＝社会性、個人的価値＝商品性、事業価値＝採算性／収益性)を、様々な観点のもと、「生活者の視点」で総合的に審査する。
- (2)商品・サービスに付随するストーリーも合わせて審査する。
- (3)公明正大、かつ、透明性を持って審査する。
- (4)応募商品・サービスの持続可能な発展を促進するフィードバックを付与する。

7. 審査のポイント

(1) 社会性

生活者が商品・サービスを選択するにあたって、それらが持つ社会的課題の解決、持続可能な社会づくりへの貢献などは商品選択の重要な要素となるため、SPAでは、環境や人、地域社会に対する配慮である「社会性」を審査の対象とする。また事業継続に必要な採算性/収益性も評価の対象とする。ただし金額の多寡は加減点とならない。

- ①生活者が「持続可能な社会」づくりに関心をもつような啓発活動をしている。
- ②社会的課題の解決に向けた取り組みの実績がある。
- ③社会的課題の解決に対する取り組みが既存の枠にとらわれないユニークで先進的なものとなっている。

(2) 商品性

生活者が商品・サービスを選択するにあたって、それらが持つ機能やデザインなどは商品選択の重要な要素となるため、SPAでは、機能・品質・使い勝手・デザインなどの「商品性」を審査の対象とする。

※ここでいう「デザイン」とは、物品の形状・模様・色彩などの狭義のもの。

(3) ストーリー

ソーシャルプロダクトは、何らかの形で社会的課題の解決に貢献するものである。それゆえ、商品やサービスの開発にあたっては、その商品ならではの開発背景や想いなどが産まれる。SPAでは、こうしたストーリーも審査の対象とする。

配点について

- (1)- ①社会性: 生活者啓発・行動変革:20点
- (1)- ②社会性: 実績:10点
- (1)- ③社会性: 独自性・先進性:10点
- (2)-商品性: 機能・品質・デザイン・使い勝手:40点
- (3)-ストーリー: 20点

8. 審査方法および審査員

審査

(1) 有識者・専門家審査員

商品・サービスの「社会性」、「商品性」および「ストーリー」を、審査員が応募書類と実物から審査します。「社会性」、「商品性」および「ストーリー」を合わせた総合的な評価から、大賞、優秀賞、生活者審査員賞、環境大臣特別賞、ソーシャルプロダクト賞の受賞商品・サービスを決定。

(2) 生活者審査員

一般の生活者も審査員となり、生活者の視点から「商品性」を評価。生活者審査員は、商品・サービスの「商品性」だけでなく、「社会性」および「ストーリー」の簡易的な審査も実施。

審議会(大賞・優秀賞・環境大臣特別賞の選出)

テーマごとのソーシャルプロダクト賞受賞商品・サービスから、審議会にて大賞 および優秀賞の各賞 を選出。なお、生活者審査員賞は、生活者審査員から最も評価が高かったものに授与される。

※年度により特別賞、新設賞を授与することがあります。

8. 審査方法および審査員（敬称略・五十音順）

【年度テーマ審査員】(予定)

- 永岡 里菜 (株式会社おてつたび 代表取締役CEO)*
玉村 雅敏 (慶應義塾大学 総合政策学部 教授／内閣官房地域活性化伝道師)*
矢島 里佳 (株式会社和える 代表取締役／特定非営利活動法人 エル・コミュニティ 副代表)*
金谷 勉 (有限会社セメントプロデュースデザイン 代表取締役社長)

【自由テーマ審査員】(予定)

- エバンズ 亜莉沙 (エシカルコーディネーター/Prettysimple Studio Co. ディレクター)*
高橋 義則 (株式会社ユニバーサルデザイン総合研究所 代表取締役社長、APSP理事) *
古谷 由紀子 ((一財)CSOネットワーク代表理事、サステナビリティ消費者会議代表)*
三柴 淳一 (国際環境NGO FoE Japan理事)*
遠藤 祐子 (株式会社メディアジーン 編集部門執行役員)*
スタニスロスキイ スミレ(東京国際大学国際戦略研究所 教授)*
原田 さとみ (エシカル・ペネロープ(株)代表/一般社団法人日本フェアトレード・フォーラム代表理事)*
坂口 真生 (GENERATION TIME株式会社 代表取締役)*

※肩書きの後に*がついている方は前回アワードからの継続。

9. 賞の種類

▶ 大賞

応募商品・サービスの中で、最も優れた社会性と商品性を持つと認められるものにそれぞれ授与します。

▶ 優秀賞

応募商品・サービスの中で、特に優れた社会性と商品性を持つと認められるものにそれぞれ授与します。

▶ 生活者審査員賞

生活者審査員の評価が最も高かった商品・サービスにそれぞれ授与します。

▶ 環境大臣特別賞

サステナブルな社会を実現するための仕組みを創造した商品・サービス(環境の側面から特に優れた取り組みの商品・サービス)に授与します。

▶ ソーシャルプロダクツ賞

応募商品・サービスの中で、優れた社会性と商品性を持つと認められるものに授与します。

※その他テーマごとに、特別賞、新設賞等を授与することがあります。

10. 審査料

- ▷ 非営利法人(NPO等)・個人事業…30,000円/件(税別)
- ▷ 営利法人(従業員数101名以上)…70,000円/件(税別)
- ▷ 営利法人(従業員数21名以上100名以下)…50,000円/件(税別)
- ▷ 営利法人(従業員数20名以下)…30,000円/件(税別)

※事業所所在地が能登地域6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)にある
企業・団体・個人は審査料**無料**

※上記6市町以外(全国含む)のエントリーは所定の審査料がかかります

※審査料の振込み締め切りは、2024年11月末日です。

※ご請求書は、10月下旬にSPA応募専用Webサイトのマイページにて確認できます。

※WEB、カタログ製作費等も含みます。

※APSP法人会員団体および、同一団体からの2商品エントリー目からは半額。

11. SPAマークの使用および使用料

SPAマーク

SPAマークとは

SPA(Social Products Award)マークは、ソーシャルプロダクト・アワードを主催する一般社団法人ソーシャルプロダクト普及推進協会が所有する商標です。



SPAマークは、ソーシャルプロダクト賞を受賞した商品・サービスが使用できるもので、このSPAマークを使用することによって、当該商品・サービスの社会性と商品性が高いレベルで調和していることを広く生活者にアピールすることが可能。

無料:SPAマークのHP、販促物での使用(商品本体/タグ/パッケージ以外)

有料:SPAマークの商品本体/タグ/パッケージでの使用

【マーク使用料】30,000円～70,000円/年（税抜、企業・団体規模によって使用料が異なる）



詳細は「SPAマークご案内・使用要領」にてご案内

要領ダウンロード

12. 参加のメリット

ソーシャルプロダクツ賞を受賞した商品・サービスの主な特典

- (1)SPAマークが使用でき、商品性と社会性が高いレベルで調和している商品として広くアピールが可能。
- (2)授賞式、展示販売会(都内施設を予定、有償)で、生活者やメディアへの直接のアピールが可能。生活者から生の声を聞ける上、他の受賞企業とのビジネスマッチングの場としても活用できる。
- (3)有識者・専門家審査員からのフィードバックコメントを受け取れる。それらを元に受賞後、APSPと共に商品・サービスをブラッシュアップしていくことができる(本格的なコンサルティングは有料)。
- (4)協会の様々な広報活動(受賞商品カタログ、HP掲載、プレスリリース、メルマガ、各種SNS発信、取材記事、セミナーなど)を通じて広く発信。
- (5)他の受賞企業やAPSPネットワーク内学生とのコラボレーション企画・マッチングサポート可能。
- (6)関連会社の株式会社SoooooS.カンパニーが運営するソーシャルプロダクツのショッピングモールの会員向けに商品モニターの実施が可能。

13. SPAの応募方法

SPA応募専用Webサイトへ必要事項を登録。

ソーシャルプロダクツ・アワード | エントリーサイト

<https://www.apsp.or.jp/ams/>

- ・「企業・団体登録はこちら」から登録をおこなってください。
- ・登録後、ソーシャルプロダクツ・アワード | エントリーサイトから各種情報を登録してください。

提出資料について(上記WEBサイトからアップロード可能)

- (1)商品の場合は、その写真
- (2)FSCやMSC、有機JASなど、環境配慮やオーガニック、フェアトレード
などに関する、何かしらの認証を受けている場合は、その認証の写し
- (3)寄付つき商品の場合は、寄付をした団体への寄付を証明するものの写し、
あるいは寄付をする取り交わし・契約を証明するものの写し
- (4)サプライチェーンの中で協力団体と環境や人権などに関する取り決めや
確認を行っている場合、その内容が分かるもの
- (5)その他、商品やサービスに関する資料

※上記の提出資料は必須ではないが、信頼性に影響するものであるため、可能な限り提出のこと
(評価にあたっては信頼性も考慮)

14. 応募にあたっての留意事項

(1)応募者の責任に帰する事項

応募商品・サービスにおいて、著作権や意匠権など、他社や他人の権利の侵害等が問題になった場合、責任は応募者にあるものとし、主催者は一切の責任を負わない。

(2)応募の取り消し

応募者の責に帰す事由で、応募を取り消す場合、支払済みの審査料等の返金は一切出来ない。

(3)表彰の取り消し

以下のことが行われたり、明らかになった場合、主催者は表彰を取り消すことができる。

- ・応募内容に関する虚偽
- ・著作権や意匠権など、他社や他人の権利の侵害
- ・その他主催者がふさわしくないと判断する行為

なお、上記のことが発覚した場合、審査料の返金は行わない。

(4)審査内容に関する問い合わせ

主催者および審査員は、受賞に至らなかった商品・サービスを含め、個別の審査内容に関する問い合わせには一切応じない。

(5)応募書類について

事務局より応募書類に関する問い合わせをする場合がある。

15. SPA2025のスケジュール

2024年7月1日	概要発表・応募受付開始	応募期間
2024年10月15日 24時	応募締切	
2024年11月1日～25日	書類審査	
2024年11月10日AM	実物受入 ※当日午前中のみの着日指定	
2024年11月15日～21日	実物審査	審査期間
2024年11月21日	実物審査用商品返送 ※着払い	
2024年11月末日	審査料振込み締め切り	
2024年12月中旬	審議会	
2025年1月下旬	審査結果通知	情報公開準備期間
2025年3月下旬	授賞式（各賞発表 @時事通信ホール）	
2025年3月下旬	受賞商品・サービスのプレスリリース発表	情報公開
2025年4月中旬	展示販売会（都内を予定、有償）	

補足資料

補足1. 審査ならびに情報開示

審査

- (1) 審査員は、ソーシャルプロダクツ賞および大賞・優秀賞、生活者審査員賞について、SPAの理念と審査方針に基づいて審査を行い、受賞商品・サービスを決定する。
- (2) ソーシャルプロダクツ賞は審査で一定以上の評価を得たもの全てが受賞し、大賞・優秀賞は、各審査員の審査結果と協議をもとに決定する。なお、生活者審査員賞は、生活者審査員による審査をもとに決定する。
- (3) ソーシャルプロダクツ賞、大賞・優秀賞、生活者審査員賞に該当する応募商品・サービスがないと判断した場合は、その年の当該賞の授与は行わない。

情報開示

- (1) SPA事務局は、ソーシャルプロダクツ賞および大賞・優秀賞・生活者審査員賞を受賞した全ての商品・サービスについて、その受賞理由をWEB上で公開する。
- (2) 主催者および審査員は、受賞に至らなかった商品・サービスを含め、個別の審査内容に関する問い合わせには一切応じない。

補足2. 応募情報の取扱い、およびその使用範囲

- (1)応募に際して記入、提出された企業や商品・サービスの情報、添付書類は、事務局にて厳正に管理、保管する。
- (2)提出した情報は、ソーシャルプロダクツ・アワード事業および当協会の事業活動に必要な範囲内で、アワード主催者および関係者が使用。応募に際しては、その点を了承頂いたものとする。

※ 発売前商品等で守秘義務契約の締結等が必要な場合は、事務局に相談。

※ 個人情報保護方針は、以下のURLを参照。

<http://www.apsp.or.jp/policy/>

補足3. 審査委員の資格、条件等

資格

有識者・専門家審査員は、以下のいずれかの領域で深い知見、経験を有するものとする。

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| (1)ソーシャルプロダクツ | (10)環境問題 |
| (2)ソーシャルビジネス | (11)貧困問題(途上国の開発問題) |
| (3)CSR、CSV | (12)人権・労働者問題 |
| (4)マーケティング(ソーシャルマーケティングを含む) | (13)地域・コミュニティー問題 |
| (5)商品のデザイン | (14)医療・福祉問題 |
| (6)商品の品質・機能 | (15)教育問題 |
| (7)商品開発 | (16)伝統・文化問題 |
| (8)有機農法(オーガニック) | (17)NPO、NGO(非営利組織)など |
| (9)フェアトレード | |

条件等

- (1)審査員は、自身が企画、設計、技術協力、コンサルティングなど、何らかの形で関与している商品・サービスについては、その審査に加わることはできない。
- (2)審査員は、明らかになっていない商品・サービスの情報などを与えるなどして、他の審査員に影響を与えるような言動を行ってはならない。
- (3)審査員(生活者審査員も含む)は、SPA主催者と守秘義務に関する誓約を文書で交わし、応募商品・サービスに関わる情報や審査の経過などの秘密・個人情報を第三者に口外してはならない。